

習志野市「災害時協力井戸」活用マニュアル

令和7年5月

習 志 野 市

はじめに

大規模災害が発生した際には、長期間の断水が想定され、洗面や洗濯及びトイレ等に使用する生活用水の不足が懸念されます。

本マニュアルは、「習志野市災害時協力井戸の登録に関する要綱」に基づき、登録・変更・解除の手続きについて示したものであり、併せて、井戸の所有者及び管理者（以下「所有者等」という。）や利用者に対する平常時及び災害時の注意事項を整理し、災害時協力井戸の利用方法について、地域住民間の認識を共有することを目的としています。

目次

1. 「災害時協力井戸」について
2. 登録の要件
3. 登録の手続き
4. 登録内容の変更と解除の手続き
5. 井戸所有者（管理者）の皆様へ
6. 利用者の皆様へ

1. 「災害時協力井戸」について

(1) 習志野市内に、大地震をはじめとする大規模な災害（以下「災害」という）が発生した場合には、水道が断水し、不便な生活が予想されます。このような場合に備えて、市民や企業等の皆様が所有されている井戸を「災害時協力井戸」として登録し、地域の被災者で利用される方に生活用水（飲料用の水ではありません）として井戸水を提供していただくとするものです。

(2) 協力井戸の制度は、所有者等の善意に基づくボランティア制度です。

井戸水の提供について、所有者等が義務を負うものではありません。

2. 登録の要件について

(1) 市内に所在する電動式、手動式又は電動式・手動式併用のポンプ井戸であること。

(2) 現に使用しており、今後も引き続き使用を予定しているものであること。

(3) 当該井戸の所有者等が継続的かつ適正に管理していること。

(4) 災害時に無償で地域の被災者へ井戸水を提供できること。

(5) 洗面、洗濯、トイレの洗浄等、生活用水として使用できる水質であること。

※井戸やポンプ及び水質検査等にかかる維持管理費用への補助金の交付はありません。

3. 登録の手続き

- (1) 登録の手続きができるのは、井戸の所有者の方のみです。管理などを委任されている方は所有者の許可が必要です。
- (2) 登録を希望する際には、「習志野市災害時協力井戸の登録に関する要綱」及び「習志野市『災害時協力井戸』活用マニュアル」を確認の上、災害時協力井戸登録届出書に必要事項を記入して危機管理課まで提出して下さい。
- (3) 災害時協力井戸登録届出書受付後、危機管理課にて現地調査を実施します。

4. 登録内容の変更と解除の手続き

- (1) 登録内容に変更があった場合や、登録を取り消したい場合は、届け出が必要になります。(例 相続、転居、売買、井戸から水が出なくなった、井戸を埋める等)
- (2) 変更届出書または、登録解除申出書に必要事項を記入して危機管理課に提出して下さい。
- (3) 登録を取り消した時は、危機管理課から登録解除通知書にて通知します。

5. 災害時協力井戸の公表について

- (1) 次の情報提供や掲載及び表示の公表は、次の内容について、危機管理課より所有者等へ同意を得た場合に限り公表します。

①町会、自治会及び自主防災組織への災害時協力井戸の所在地及び所有者

等の氏名についての情報提供の可否

②本市の防災マップや広報紙及びホームページのハザードマップ等への掲載

③自宅の門扉など確認しやすい所への標識の表示

(2) 前項の内容について、所有者等から同意をいただけない場合は、危機管理

課で所在地と氏名について管理します。

6. 井戸所有者（管理者）の皆様への依頼

(1) 災害発生時は、まずはご自身やご家族の安全確保を優先して下さい。

(2) 災害が発生し、協力井戸による応急給水の必要性が生じたときは、危機管理課

登録いただいている所有者等へ連絡し、応急給水使用について了承を得たのち

使用します。

(3) 協力井戸の状態や周囲の安全を確認し、協力可能な範囲内で、井戸水を地域

の被災者で利用される方に提供してください。

(4) 井戸水を提供する際には、特定の利用者に偏ることなく、公平な提供をお願い

いたします。

(5) 井戸水を提供する際には、生活用水として提供している旨をお伝え下さい。

※地震、大雨等が原因により水質が変化している可能性があります。

(6) 災害により、協力井戸が被害を受け、使用が出来なくなった場合は危機管理課

までご連絡下さい。

(7) 協力にあたり、市が水質検査を行うことや機材等の維持管理に補助金を交付

することはありません。

6. 利用者の皆様へ注意事項

(1) 井戸水の提供は、災害発生時のみとなります。

平常時から日常的に生活用水を提供するものではありません。

(2) 災害時は協力井戸も被災するため、停電による井戸水の汲みあげや井戸の

渇水（井戸の水が無くなること）、家屋等施設の倒壊、井戸設備の故障及び所

有者等の被災等、様々な理由で生活用水を提供できなくなる場合があります。

(3) 平常時、災害時に関わらず、所有者等の許可なく敷地内に入らないでください。

協力井戸ごとに提供できる水量、時間帯、提供場所が異なるため、所有者等の

定める方法により利用してください。

特に平常時における所有者等の許可なく敷地内に立ち入ることを禁止します。

(4) 井戸水の運搬容器は、本市及び協力井戸所有者等では用意できません。

各利用者にて御用意ください。

(5) 提供される井戸水は生活用水（洗面、洗濯、トイレ洗浄など）として利用して

ください。また、水の見た目に異常がない場合でも、災害時には水質が変化している可能性があります。

(6) 協力井戸から汲み取った水を利用して利益を得ることはできません。

※発覚した場合、井戸水の利用を停止します。

(7) 井戸水の利用にあたり、所有者等の故意ではない事故や被害が生じた場合、所有者等に責任を問うことはできません。ご理解の上、利用者の自己責任で利用してください。